南九州市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月11日

南九州市長　塗木弘幸

南九州市規則第44号

南九州市消防団規則の一部を改正する規則

南九州市消防団規則（平成19年南九州市規則第161号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「22分団」を「19分団」に改める。

別表中

「

石垣分団	吉崎・福留・石垣・鶴成・次下自治会
水成川分団	東水成川・南組・岡村・蓮子自治会
大川分団	大川自治会
松原分団	摺木・耳原・松永・小原自治会

」を

「

頴娃西部分団	別府地区

」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。